

○高山市事務用封筒広告取扱要領

平成21年8月12日

決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、高山市広告掲載要綱（平成20年1月4日決裁。以下「要綱」という。）に基づき実施する事務用封筒（以下「封筒」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 封筒に掲載する広告の範囲は、要綱第4条及び第5条の規定によるものとする。

(封筒の種類、作成枚数等)

第3条 封筒の種類及び作成枚数並びに広告の規格、枠数、場所及び掲載期間及び最低基準料金は、別表第1のとおりとする。ただし、封筒における行政情報の掲載枠の増減に応じ変更の必要があると市長が認める場合は、この限りでない。

(募集方法)

第4条 広告の募集は、市長が別に定める募集要項に基づき実施し、市ホームページ及び広報紙等を広く活用し公募で行うものとする。

(掲載の申込)

第5条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、高山市事務用封筒広告掲載申込書（別記様式第1号）に事業概要のわかる書面（パンフレット等）及び掲載しようとする原稿を添付し、市長に提出するものとする。

2 申込者は、次の要件を満たしていることを条件とするものとする。

- (1) 高山市内に事業所を有する個人又は法人であること。
- (2) 要綱第5条第1項に規定する業種又は事業者該当しないものであること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

(平26.8.1・一部改正)

(広告の審査及び資格者の決定)

第6条 市長は、前条の申込書が提出されたときは、要綱第10条の審査を経て、申込者のうちから広告掲載枠を購入する入札に参加できる資格者（以下「資格者」という。）を決定し、高山市事務用封筒広告掲載枠購入資格認定（不認定）通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

(令4.3.7・一部改正)

(広告掲載の疑義)

第7条 前条の審査において、広告掲載の可否に疑義が生じたときは、高山市広告審査委員会に意見を求めるものとする。

(令4.3.7・追加)

(広告の内容等の変更)

第8条 市長は、第6条の審査において、広告の内容等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき又は要綱及びこの要領に抵触していると判断したときは、申込者に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(令4.3.7・追加)

(掲載の決定)

第9条 市長は、資格者のうちから、指名競争入札の方法により広告掲載枠の購入者（以下「広告主」という。）を決定するものとする。ただし、資格者の数が広告掲載枠数以下のときは、随意契約の方法により広告主を決定するものとする。

2 前項の規定により広告主を決定したときは、次条の規定により決定した広告掲載の位置と合わせて資格者に通知するものとする。

(令4.3.7・旧第7条線下)

(掲載の位置)

第10条 広告掲載の位置は、入札金額の高い順により角形2号封筒については別表第2に掲げる①から④までの順に、長形3号封筒については別表第3に掲げる①から④までの順に掲載するものとする。

2 入札金額が同額の場合は、くじにより位置を決定するものとする。

(平22.3.25・一部改正、令4.3.7・旧第8条線下)

(掲載料金の納付)

第11条 広告主は、市長が指定する期日までに広告の完全原稿（版下又は電子データ）を市長に提出するとともに、市が発行する納付書により広告の掲載料金を納付しなければならない。

(令4.3.7・旧第9条線下)

(掲載の取消し)

第12条 市長は、広告主が次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告を削除することができる。

(1) 指定する期日までに広告の掲載料金の納付がないとき。

- (2) 指定する期日までに広告の完全原稿（版下又は電子データ）の提出がないとき。
- (3) 第8条の規定による広告の内容等の変更を行わないとき。
- (4) 各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき又は要綱及びこの要領に抵触するとき。
- (5) その他広告掲載が適切でないと市長が認めたとき。

（令4. 3. 7・旧第10条繰下・一部改正）

（掲載料金の返還）

第13条 広告の掲載料金は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により、広告が掲載できなかったときは、この限りでない。

（令4. 3. 7・旧第11条繰下）

（その他）

第14条 この要領に定めるもののほか、封筒への広告掲載に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

（令4. 3. 7・旧第12条繰下）

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則（平成22年3月25日決裁）

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則（平成22年9月30日決裁）

1 この要領は、平成22年10月1日から施行する。

2 この要領の施行の際現に存するこの要領による改正前の様式については、この要領による改正後の規定にかかわらず、平成23年3月31日まで使用することができる。

附 則（平成23年9月5日決裁）

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則（平成26年8月1日決裁）

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則（令和3年6月30日決裁）

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和4年3月7日決裁）

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則（令和5年12月27日決裁）

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則（令和6年7月30日決裁）

この要領は、決裁の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

（平22.3.25・平23.9.5・平26.8.1・令6.7.30・一部改正）

封筒の種類	角形2号封筒	長形3号封筒
作成枚数	80,000枚	220,000枚
広告の規格	大きさ：縦3.5cm×横10.0cm 印刷色：紺	
広告の枠数	4枠	
広告の場所	封筒の裏面	
広告の掲載期間	市が当該封筒を納品受領した日から当該作成枚数が使用されるまでの期間 （おおむね1年間）	
広告の最低基準料金	1枠につき50,000円	1枠につき75,000円

別表第2(第10条関係)

広 告	
①	②
③	④

◎上記の広告は、高山市広告掲載要綱に基づき 年 月 日現在で掲載されたものです。

別表第3(第10条関係)

①
②
③
④
◎上記の広告は、高山市広告掲載要綱に基づき 年 月 日現在で掲載されたものです。

別記様式第1号(第5条関係)

年 月 日

高山市事務用封筒広告掲載申込書

(あて先)高山市長

高山市事務用封筒広告取扱要領第5条の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

広告掲載にあたっては、高山市の広告掲載関連の規定を遵守します。また、この申込みの審査を行うにあたり、私の市税の納入状況を調査することを承諾します。

なお、申請にあたり、私は暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないことを宣誓し、必要に応じ、暴力団との関係について岐阜県警察本部に照会することを承諾します。

申込者	住所又は所在地	〒 —		
	ふりがな氏名又は名称			
	ふりがな代表者職氏名			
	ふりがな担当者氏名	部署	氏名	
	連絡先	T E L		
		F A X		
		Eメール		
事業の概要	業種	内容		

- ※ 1 広告の原稿及び事業概要のわかる書面(パンフレット等)を添付してください。なお、掲載決定後には広告の完全原稿(版下又は電子データ)の提出が必要です。
- 2 個人情報については、この広告掲載以外の目的には一切使用しません。

別記様式第2号(第6条関係)

年 月 日

様

高山市長

高山市事務用封筒広告掲載枠購入資格認定(不認定)通知書

年 月 日付けで申込みのあった高山市事務用封筒への広告掲載については、下記のとおり決定したので通知します。

なお、広告掲載枠購入資格者として認定を受けられた方へは、あらためて高山市財務部契約管財課から広告掲載枠を購入する入札案内を通知します。

決定区分	広告掲載枠購入資格者として <input type="checkbox"/> 認定する <input type="checkbox"/> 不認定とする (理由)
------	---

別表第2（第10条関係）

（令4.3.7・一部改正）

別表第3（第10条関係）

（平22.3.25・追加、令4.3.7・一部改正）

別記様式第1号（第5条関係）

（平22.9.30・平26.8.1・令3.6.30・令5.12.27・一部改正）

別記様式第2号（第6条関係）

（平22.3.25・令6.7.30・一部改正）